

山形県指定 関山狩猟鳥獣捕獲禁止区域

指定計画書(新設)

令和2年 11月1日
山 形 県

関山狩猟鳥獣捕獲禁止区域 指定計画書（新設）

1 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の概要

- (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の名称
関山狩猟鳥獣捕獲禁止区域
- (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の区域
別添区域説明図のとおり
- (3) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の存続期間
令和2年11月1日から令和12年10月31日まで（10年間）

2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定に関する指針

- (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定目的
この区域は、昭和45年から関山鳥獣保護区として鳥獣の保護を図ってきた区域であるが、近年、イノシシの生息数増加、ツキノワグマの大量出没、ニホンジカの県内流入等により、積雪期を除いては農林業被害や人的被害への対応が常に必要な状況となっている。
今回、関山鳥獣保護区は期間満了をもって廃止とし、新たにイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの狩猟に制限を設けない狩猟鳥獣捕獲禁止区域として、農林業等の被害軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものである。
- (2) 管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - イ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

3 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

別表1のとおり

4 指定区域における鳥獣の生息状況

- (1) 当該地域の概要
 - ア 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の位置
東根市の東部に位置し、区域の北部は水無山、黒伏高原に隣接しており、東部は白髪山、寒風山、面白山等の宮城県境に接している。
 - イ 地形、地質等
標高1,000m前後の山岳地帯となっており、区域中央部を東西に横断する国道48号の横を流れる乱川に泥沢、木葉川、萱倉沢、柳沢、横沢の各支流が合流する。
 - ウ 植物相の概要

標高1,000m以上の県境付近は、ほとんどがチシマザサの植生であり、疎密度の薄い広葉樹林帯にはブナ、イタヤカエデ、ナナカマド、ノリウツギ、サラサドウダン等が見られる。ブナ、ミズナラ、イタヤカエデ、トチノキ等は二次林である。針葉樹林は、スギ、カラマツ等の人工林のほか、アカマツ、キタゴヨウ、クロベ等の天然林が表土の少ないところに見られる。

エ 動物相の概要

自然度の高い天然林帯を中心に生息するクマやイノシシ等の鳥獣が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

東根市の年度別鳥獣被害額

年度	被害面積(ha)	被害量(t)	被害額(千円)
R1	290.1	143.8	120,096
H30	457.7	166.8	128,782
H29	778.3	257.7	193,462

※集計中であり確定値ではない。

東根市の年度別種別捕獲許可件数

単位:羽、頭

年度	R1	H30	H29	合計	主な被害作物・樹木名等
サル	11	15	2	28	おうとう、じゃがいも、りんご
イノシシ	7	7	1	15	水稲、啓翁桜、じゃがいも
ツキノワグマ	11	7	8	26	もも、りんご、西洋なし
ニホンジカ	0	0	0	0	
合計	29	29	11	69	

6 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域用制札 11本 (既設0本)

7 参考事項

なし

別表1 関山狩猟鳥獣捕獲禁止区域の面積内訳

◆形態別面積内訳

	狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	0 ha	2,699 ha	2,699 ha
林野	ha	2,699 ha	2,699 ha
農耕地	ha	0 ha	0 ha
水面	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	ha	38 ha	38 ha
国有林	ha	38 ha	38 ha
林野庁所管	ha	38 ha	38 ha
制限林	ha	38 ha	38 ha
保安林	ha	38 ha	38 ha
砂防指定地	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha
環境省所管	ha	ha	ha
地方公共団体有地	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県有地	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha
市町村有地等	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha
私有地等	0 ha	2,661 ha	2,661 ha
制限林地	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha
普通林地	ha	2,661 ha	2,661 ha
その他	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha
計	0 ha	2,699 ha	2,699 ha

◆他法令による規制区域

	狩猟鳥獣捕獲禁止区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha
特別地域			
普通地域			
自然公園法による地域	0 ha	38 ha	38 ha
特別保護地区	0		
特別地域	0	38	38
普通地域			
文化財保護法による地域	ha	ha	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に()書きで上段に記載。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2)

鳥類

関山狩猟鳥獣捕獲禁止区域

目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
キジ目	キジ科	ヤマドリ	—	NT	留鳥
カッコウ目	カッコウ科	カッコウ ツツドリ	—	— NT	夏鳥 夏鳥
タカ目	タカ科	サシバ ノスリ クマタカ	— — EN・国内希少	VU — EN	夏鳥 留鳥 留鳥
フクロウ目	フクロウ科	コノハズク フクロウ	— —	— EN EN	夏鳥 留鳥 留鳥
ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	—	VU	留鳥
キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ	—	—	留鳥
ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	VU	VU	留鳥
スズメ目	カラス科	○ カケス オナガ ホシガラス	— — —	— — VU	留鳥 留鳥 留鳥
	シジュウカラ科	コガラ ヤマガラ	— —	— —	留鳥 留鳥
	ウグイス科	ヤブサメ	—	—	夏鳥
	エナガ科	エナガ	—	—	留鳥
	ヒタキ科	オオルリ	—	NT	夏鳥
合計	8目	12科	18種		

(別表3)

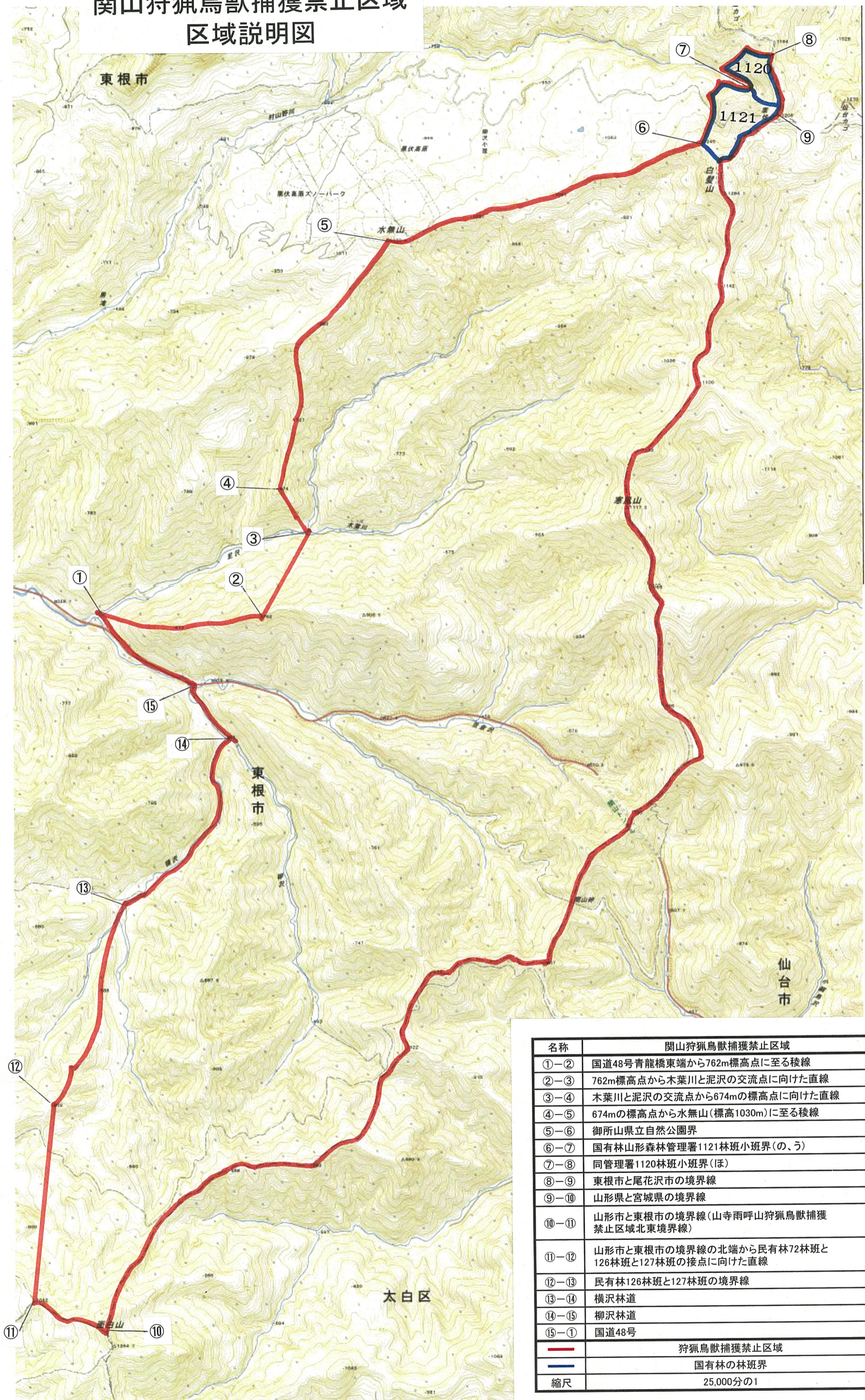
獣類



目	科	種または亜種	種の指定等(国)	種の指定等(県)	備考
サル目	オナガザル科	ニホンザル	—	—	
ネコ目	イヌ科	○ ホンドタヌキ ホンドキツネ	— —	— —	
	イタチ科	○ ホンドテン ニホンアナグマ	— —	— —	
	クマ科	ツキノワグマ	国際希少	—	
ウシ目	イノシシ科	イノシシ	—	—	
	ウシ科	○ ニホンカモシカ	特別天然記念物	—	
ネズミ目	リス科	○ ニホンリス ムササビ	— —	— NT	
	ヤマネ科	ヤマネ	天然記念物	NT	
ウサギ目	ウサギ科	○ トウホクノウサギ	—	—	
合計	5目	9科	12種		

(注)

- データは鳥獣保護区管理調査結果等に拠る。
- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版(日本鳥類学会、2012年)」、獣類については「日本野生鳥獣目録(環境省自然環境局 野生生物課、平成14年7月)」に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(平成24年改訂)、県レッドリスト【鳥類】(2015)、レッドデータブックやまがた【野生動物】(2019)
CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、
NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物: 文化財保護法による天然記念物、特別天然記念物: 文化財保護法による特別天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

関山狩猟鳥獣捕獲禁止区域 区域説明図



名称	関山狩猟鳥獣捕獲禁止区域
①-②	国道48号青龍橋東端から762m標高点に至る稜線
②-③	762m標高点から木葉川と泥沢の交流点に向けた直線
③-④	木葉川と泥沢の交流点から674mの標高点に向けた直線
④-⑤	674mの標高点から水無山(標高1030m)に至る稜線
⑤-⑥	御所山県立自然公園界
⑥-⑦	国有林山形森林管理署1121林班小班界(の、う)
⑦-⑧	同管理署1120林班小班界(ほ)
⑧-⑨	東根市と尾花沢市の境界線
⑨-⑩	山形県と宮城県の境界線
⑩-⑪	山形市と東根市の境界線(山寺雨呼山狩猟鳥獣捕獲禁止区域北東境界線)
⑪-⑫	山形市と東根市の境界線の北端から民有林72林班と126林班と127林班の接点に向けた直線
⑫-⑬	民有林126林班と127林班の境界線
⑬-⑭	横沢林道
⑭-⑮	柳沢林道
⑮-①	国道48号
	狩猟鳥獣捕獲禁止区域
	国有林の林班界
縮尺	25,000分の1